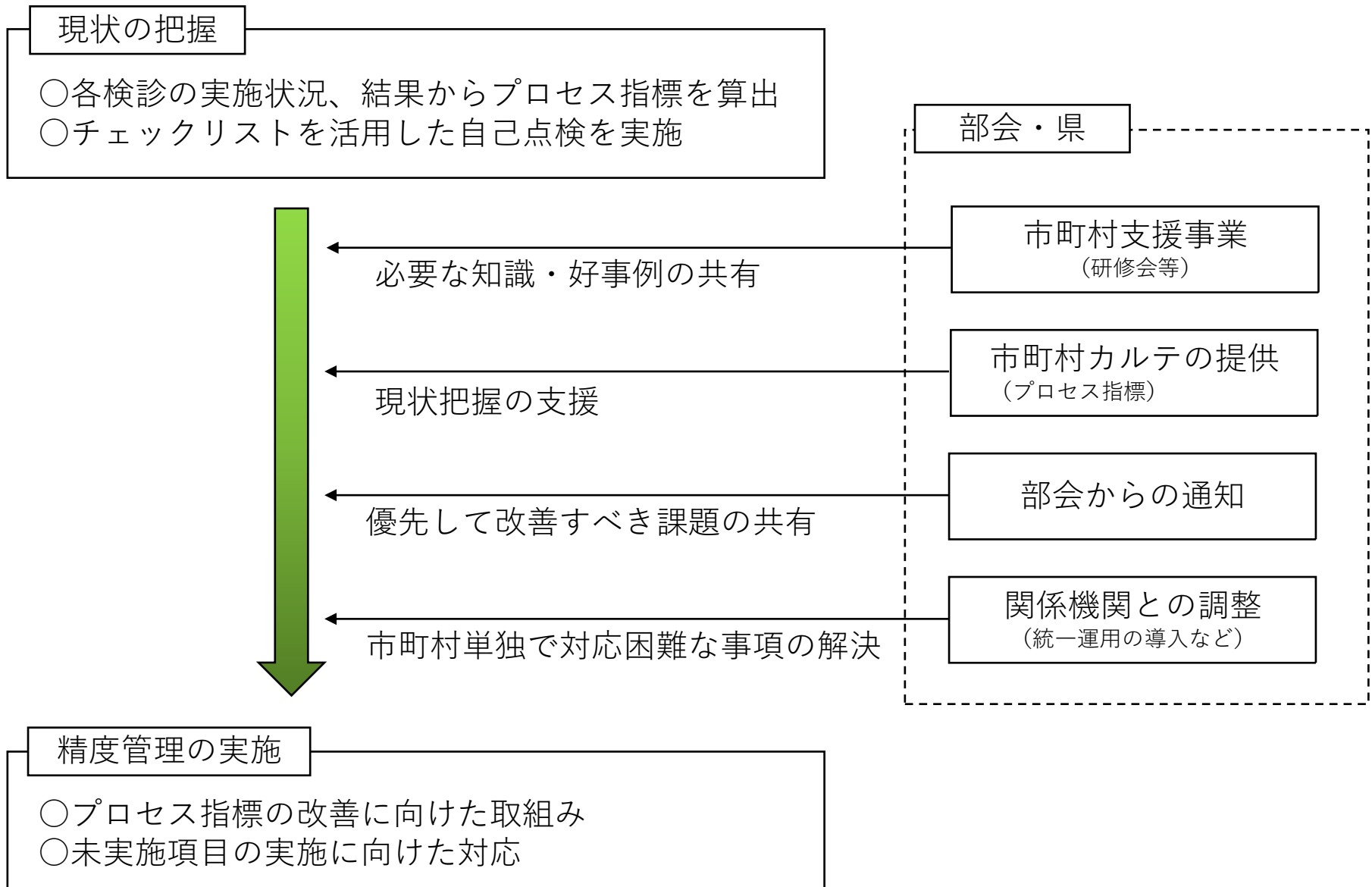


市町村及び検診機関への対応案

市町村の精度管理に対する支援について

< 市町村における検診の精度管理 >



令和5年度の助言の結果について

チェックリストには市町村だけで改善が困難な項目も含まれており、全ての項目を一度に改善することは困難である。そのため、令和5年度は、特に改善すべき事項（市町村が単独で改善できると思われる事項）を明示し、優先的に改善を検討するように助言を行った。

また、令和6年度に各市町村を訪問し、改善状況を確認するとともに課題についてヒアリングを実施した。

<特に改善すべきとした事項>

受診者への説明 及び 要精検者への説明

受診勧奨時に定められた事項※が記載された資料を全員に配布しているか ※検診機関用チェックリスト「1.受診者への説明」に記載された事項

精密検査結果の把握

精密検査方法 及び 精密検査結果が不明の者については、本人もしくは精密検査機関への照会により、結果を確認したか
過去5年間の精密検査方法及び精密検査結果を記録しているか

検診機関の質の担保

委託先検診機関を、仕様書の内容に基づいて選定しているか
仕様書の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」を満たしているか

結果、多くの市町村で当該項目について改善（未実施項目が402から60まで減少）する見込み。
（実際には実施されているのに、チェックリストを正しく理解しておらず未実施と回答していた項目も多数。）



改善が困難な事項について各市町村へのヒアリングの結果、改善が困難となっている理由が洗い出されたため、県や部会による改善に向けた支援が必要である

令和5年度の助言の結果について

<改善が困難となっている事項・理由>

精密検査結果の把握

過去5年間の精密検査方法及び精密検査結果を記録しているか

- ・精密検査結果等を、受診者ごとに5年間記録しておくことを求めている項目であり、「健康管理システム」に入力することで管理するのが現実的である。
- ・しかし、検診機関から報告された精検結果を手作業で入力する必要がある市町村の一部で、記録ができていない。
- ・効率的に実施できている市町村の好事例を共有するなどの支援が必要。

検診機関の質の担保

委託先検診機関を、仕様書の内容に基づいて選定しているか

- ・検診機関が自施設における検診方法を記載した仕様書を基に、市町村が検診機関を選定することを求めている項目である。
- ・県内の現状では、受診者の利便性や機会の確保を優先して検診機関を選定せざるを得ず、仕様が曖昧なまま契約されている事例が散見される。
- ・仕様書の案を市町村が検診機関に提示し確認してもらう方法が現実的であるが、正しい検診を実施するためにも、検診機関に対策型検診の趣旨、国が示している「指針」や「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」について理解していただくことも必要である。
- ・検診機関を対象とした研修会・説明会の開催などによる支援が必要。

検診機関の質の担保

仕様書の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」を満たしているか

- ・「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」のうち、以下の項目については検診機関によっては対応が困難となっているため、検診機関を含めた課題の共有と解決策の検討が必要。
 - ・読影医の要件
 - ・読影委員会の設置、ダブルチェック・二重読影の実施
 - ・大腸がん検診の結果報告期限（2週間）

がん検診に関して市町村及び検診機関が取り組むべき事項について

1 一次検診及び精密検査の受診勧奨

(現状)

- 受診率は、全国平均より高く推移しているとともに、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、大きく減少したR2年度と比較して、回復傾向にある。(資料2)
- 令和3年度の精検受診率は、胃がん検診、大腸がん検診、腹部超音波及び肝炎ウイルス検査の全てで、県の目標値の90%に達しておらず、大腸がん検診は許容値の70%を下回っている。(資料2)

(市町村への対応案)

- 引き続き一次検診の受診勧奨に尽力いただき、がんの早期発見・早期治療の機会を確保されたい。
- 要精密検査となった者が確実に精密検査を受診できるよう、部会が作成する精密検査医療機関一覧を活用いただきたい。
- 胃、大腸がんの県下統一運用により一次検診機関に報告された精密検査結果の把握に努めていただきたい。

(検診機関への対応案)

- 要精密検査となった者の精密検査結果について、精密検査医療機関へ報告を依頼するなど精検受診状況の把握に努めていただくとともに、実施主体である市町村に還元されたい。

がん検診に関して市町村及び検診機関が取り組むべき事項について

2 がん検診の実施体制(市町村)

(現状)

- 市町村チェックリストについて、実施率は未だ低い状況であるが、優先的に改善すべき事項を示したところ、多くの項目で改善が予定されているところである。(資料3)
(具体的な改善の結果は、令和6年度以降のチェックリスト実施率に反映)
- また、「要精密検査者に対する精密検査機関一覧の提示」等は、令和6年度に開始した県下統一運用のにより改善される見込みである。

(市町村への対応案)

- 市町村チェックリストのうち、次の事項について引き続き遵守いただきたい。
 - ・受診者への説明、及び要精検者への説明
 - ① 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1.受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布すること
 - ② 要精検者全員に対し受診可能な精検機関名の一覧を提示し、掲載した全ての精検機関には、あらかじめ精検結果の報告を依頼すること
 - ・検診機関の質の担保
 - ① 委託先検診機関を、仕様書の内容に基づいて選定すること
 - ② 仕様書(もしくは実施要綱)の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」を満たすこと
- 市町村チェックリストのうち、検診機関の理解・協力が必要な項目については、検診機関を対象とした研修会・説明会を開催するなど県及び部会からも支援を実施するので御協力いただきたい

がん検診に関して市町村及び検診機関が取り組むべき事項について

3 がん検診の実施体制(検診機関)

(現状)

- 検診機関チェックリストにおいて、実施率が低い項目がある。(資料3)

(検診機関への対応案)

- 次に掲げる検診機関チェックリストの項目について、未実施の検診機関においては、実施に向けた検討をされたい。

【胃がん検診】

(1) 問診、胃部X線撮影、胃内視鏡検査の精度管理

- ① 撮影に携わる技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得していること(医師が撮影している場合は除く)

(2) 胃内視鏡画像の読影の精度管理

- ① 胃内視鏡検診運営委員会(仮称)、もしくはそれに相当する組織が設置する読影委員会により、ダブルチェックを行うこと
- ② 読影委員会のメンバーは、日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医のいずれかを取得していること

(3) システムとしての精度管理

- ① 撮影や読影向上のための検討会や委員会を設置しているか、もしくは、市町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加していること

【大腸がん検診】

(1) システムとしての精度管理

- ① 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、検体回収後2週間以内になされていること

- 今後、県や部会が開催する研修会・説明会に積極的にご参加いただき、対策型検診の趣旨、国が示す指針について理解を深めていただきたい。